

社会福祉法人 ウェルプラザ 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を10%以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 育児休業に関する制度及び育児休業取得促進に関する方針の周知
- 令和6年4月～ 各事業所における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制）・実施

目標2：所定外労働時間を削減するため、『ノー残業デー』を各事業所において毎週1回設定し、実施する。

<対策>

- 令和6年4月～ 各事業所において所定外労働の現状を把握
- 令和6年4月～ 各事業所において『ノー残業デー』を毎週1回設定し、実施する

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。その為、可能な範囲において連続休暇の計画的な取得促進を図る。

<対策>

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年4月～ 各事業所において、年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和6年4月～ 法人や事業所における会議などで取得状況を確認するなど、取得促進のための取り組みを開始